

自治基本条例 検証シート

◆基礎情報

制度の名称／ 自治基本条例の条	住民投票制度（第14条）	担当部課名	総務局総務管理室 総務課法務担当
制度の目的 (誰に／何を／どうする)	将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、直接市民にその賛否を聞くこと。		
関係条例等			
制度の取組状況（H30年度～R4年度の取組を記載してください）			

平成25年2月 明石市住民投票条例検討委員会設置

平成26年10月 明石市住民投票条例検討委員会の答申（定住外国人投票権：認める 必要署名数：8分の1）

平成27年12月議会 明石市住民投票条例提案 → 否決（定住外国人投票権：認める 必要署名数：6分の1）

令和2年2月議会 明石市住民投票条例提案 → 否決（定住外国人投票権：認めない 必要署名数：8分の1）

令和2年9月議会 明石市住民投票条例提案 → 否決（定住外国人投票権：認めない 必要署名数：6分の1）

取組の成果／効果	取組の課題／制度に対する考え方
明石市自治基本条例第14条第3項において、住民投票に必要な手続は別に条例で定めると規定されていることから、3度にわたり当該条例案を提案している。	<p>市議会の中にも、以下のとおり様々な意見があり、いまだ可決に至っていない。</p> <p>①定住外国人の投票資格について ・「SDGsを掲げる市として認めるべき」 ・「選挙権と一致させるために認めるべきでない」</p> <p>②必要署名数について ・「答申どおりの8分の1とすべき」 ・「多額の費用を要する制度であることから、ハードルを高く6分の1とすべき」</p>

検証（1）制度が社会情勢に適合しているか

制度に関連した社会情勢	左記の社会情勢の現状と制度が適合しているか	自己検証	横断的検証	市民検証
地方分権が進展し、市民ニーズが多様化する中で、全国約70の自治体が住民投票条例を制定している。また、近隣では平成30年1月に丹波篠山市が、同市の住民投票条例に基づき市名変更について住民投票を行うなど、市民生活の根幹に関わるテーマについて、住民投票により市民の意見を反映させようとする動向もある。	住民投票は、1人1人の市民の意思を確認することができるから、多様化する市民ニーズを的確に把握するために有効な制度である。	—	—	

検証（2）本市にふさわしい制度か

制度の現状と制度が適合しているか	自己検証	横断的検証	市民検証
住民投票制度は、明石市自治基本条例検討委員会から、多数の住民が政策課題について自分たちで決めるべきと考えるときに、その意向を尊重するための制度として導入を提言されたものであり、市政の基本原則に市民参画を掲げる本市にふさわしい制度である。	—	—	

検証（3）制度が条例の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	市政運営の基本原則に基づいて、制度が運用されたか (右記「自己検証」で「—」を選択した場合は記載不要)	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと		—	—	
2 公正で透明であること		—	—	
3 効果的で効率的であること		—	—	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと		—	—	

▶ 横断的検証（庁内検証会議）コメント

- 制度に対する考え方方が多様であり、会議体として1つの答えを出すのが難しい。
- 多様な意見を集約することの難しさが示された。
- 符号評価が一致したとしても、その符号を選択した理由が異なる場合もあり、簡単に結論が出るものではない。
- 個々の意見や考え方方が様々であることが、条例化に至っていない現状を示している。
- 住民投票に至る場合には、その案件に関するだけでなく、その背景にある市政全般の運営方針や財政状況などの情報についても十分に周知するべき。

前回の市民検証報告書の意見に対する各年度の取組状況

住民投票制度		
	平成29年度 検証報告書の内容	平成30年度以降の市の考え方や取り組み・対応状況
1	自治基本条例の逐条解説には、常設型の住民投票制度を導入すると明記されており、住民投票条例検討委員会においてもそれに則して議論がなされている。これまでの経緯や住民投票条例検討委員会から出された答申に基づいて、常設型の住民投票条例の制定を目指すという方向で進めていただきたい。	これまで平成27年12月議会、令和2年3月議会、令和3年9月議会の3度に渡り、条例案を市議会に提出してきました。しかし、市議会の中には、定住外国人の投票資格や発議に必要な署名数等について、様々なご意見があり、可決には至っておりません。今後とも、市民や市議会等の意見を踏まえ、制定に向けて検討を進めています。
2	住民投票条例の制定に向けた取り組みは、そのプロセスとして、市民への説明責任を果たすなど、市としての姿勢を明確にして進めていただきたい。	